

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

香取市は、千葉県の北東部に位置し、北は茨城県と接している。東京から70km圏にあり、世界への玄関、成田空港から15km圏に位置している。北部には利根川が東西に流れ、その流域には水郷の風情漂う水田地帯が広がり、南部は山林と畑を中心とした平坦地で北総台地の一角を占めている。

平成18年に隣接する佐原市、小見川町、山田町、栗源町が市町村合併を行い現在の香取市となったが、合併以前の旧佐原市エリアを佐原商工会議所、旧小見川町・山田町・栗源町エリアを香取市商工会がそれぞれ管轄とする状況がその後も続いている。



佐原商工会議所管轄地区
(旧佐原市地区)

1 地域の災害想定リスク

(1) 地震

千葉県では、千葉県北西部直下地震をはじめ、東京湾北部地震、千葉県東方沖地震、三浦半島断層群による地震など、大規模地震の発生が危惧されている。

これらの地震が発生した場合には、人的被害や建物被害、ライフライン被害などが広い範囲で発生することが想定される。また、埋立地や湿潤な低地などでは、液状化が発生するおそれがある。

香取市における「千葉県北西部直下地震」による被害想定結果

最大震度	全壊・焼失棟数	半壊棟数	死者	重傷者	軽症者
6強	約590棟	約2,800棟	0	約40人	約450人

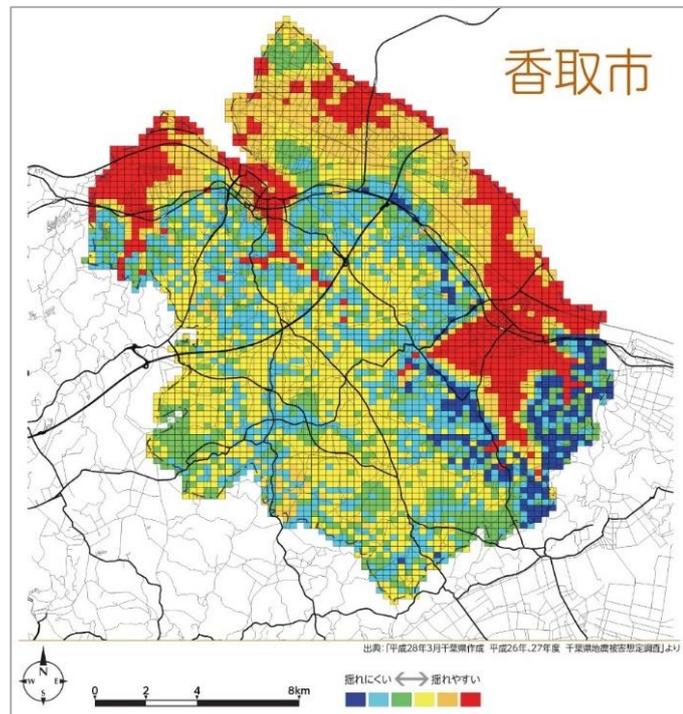
資料：平成26・27年度千葉県地震被害想定調査

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、香取市でも震度5強を観測し、全壊 224棟、大規模半壊 1,111棟、半壊 1,413棟、一部損壊 3,118棟

の建物被害のほか、道路、河川、上下水道などに被害があった。

※香取市ホームページ 被災状況・対応状況(2013年7月)より

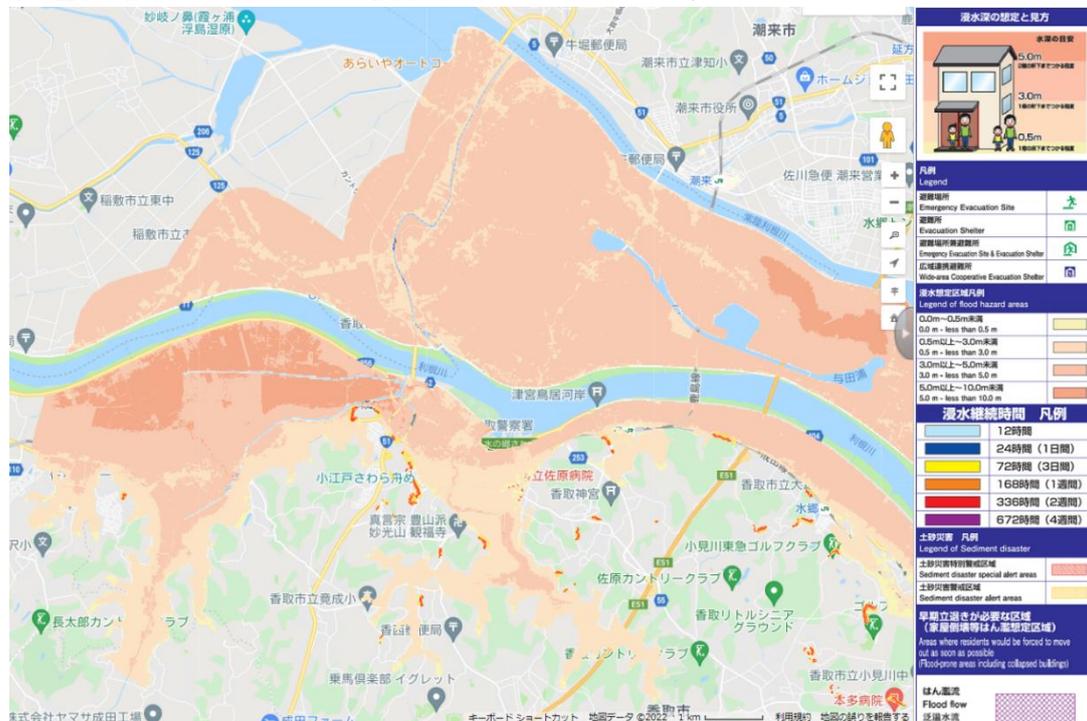
揺れやすさマップ
(香取市総合防災マップより)



(2) 風水害

当所地区内には1級河川である利根川、横利根川、小野川、大須賀川をはじめとする河川が多く、その周辺は浸水範囲が広範囲に広がっている。

かとり地図GIS利根川氾濫時の想定最大規模によると、当所管轄地区内では主要経済地域のほとんどが浸水することが分かる。



かとり地図GIS想定最大規模 浸水想定区域 (佐原エリア)

また、令和元年台風15号では、倒木等により市内各所において電柱、電線等が破損したことから、広範囲で長期にわたる停電が発生した。停電の長期化に伴って断水や通信障害等も長期化したことにより、設備の稼働停止や事業活動の停滞に起因する経済損失が拡大した。

(3) 大規模事故

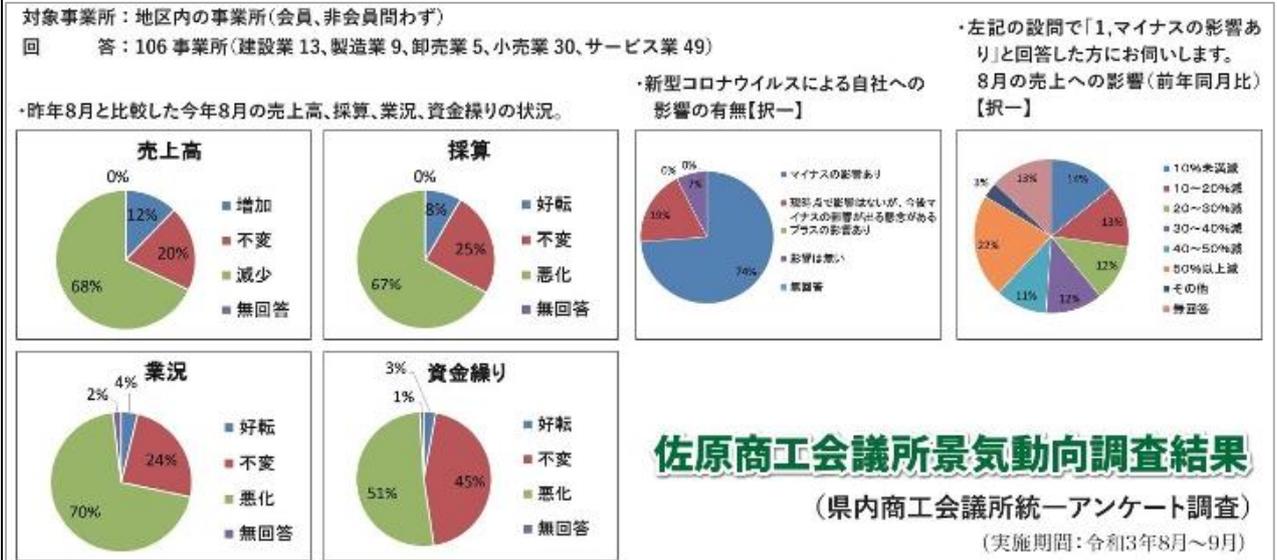
香取市は成田国際空港に近いこと、JR成田線が存在することから、事故およびテロの危険性がある。また大規模火災、林野火災、危険物事故、道路事故など大規模な事故災害が発生する恐れがある。

(4) 感染症

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、香取市においても重大な健康被害やサプライチェーンの崩壊、蔓延防止のための外出自粛などにより事業活動にも大きな影響を及ぼした。

令和3年8月～9月に実施した当所の景気動向調査によると、売上、採算、業況はほぼ70%の事業者で減少、悪化し、資金繰りは借入により対応しているが、半数は悪化。業種別でみると製造業、小売業、サービス業で売上の落ち込みが多く、採算も悪化している。売上の先行き見通しは小売業の72%で減少とし、全体でも減少と変わらず90%を占めた。

今後も、新型の感染症が発生する可能性は高く、生命や健康及び経済活動に重大な影響を与える恐れがある。



2 商工業者の状況

- (1) 商工業者数 2, 1 1 1 件 (平成26年度経済センサスより)
- (2) 小規模事業者数 1, 5 3 9 件 (平成26年度経済センサスより)

3 これまでの取組

(1) 当市の取組

① 香取市地域防災計画の策定

香取市では香取市防災会議が、災害対策基本法（昭和36年法第223号）第42条の規定に基づき、市域に係る防災に関し、香取市及び防災関係機関が全機能を有効に発揮し、市民の協力のもと地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に「香取市地域防災計画」を策定している。

計画は総則、震災編、風水害等編、大規模事故等編及び資料編で構成されており、直近では令和2年度に内容を一部修正している。

② 防災訓練の実施

地震等の大規模災害に備え総合防災訓練を実施するほか、自治会、自主防災組織、事業所等が行う防災訓練に防災関係機関等と協力し、防災訓練実施の支援を行っている。

③ 防災備品の備蓄

地震などの大規模災害では各種ライフラインや道路、鉄道などの交通網が寸断され、救援物資の到着が遅れることが想定される。

香取市においては大規模災害が発生した場合、多数の避難者が予想されることから、香取市地域防災計画に基づき香取市備蓄計画を策定しており、食料、飲料水、生活必需品、資機材などの備蓄や調達体制の整備に努めている。

また、備蓄品については集中備蓄倉庫で適切に維持管理するほか、物資を効率的に配布できるように、避難所となる小中学校に分散備蓄体制を進めている。

(2) 当所の取組

- ① BCP（事業継続計画）に関する各種施策の周知
- ② 損害保険会社（千葉県火災共済協同組合等）と連携した損害保険への加入促進
- ③ 被災事業者に対する各種補助金申請の支援（小規模事業者持続化補助金や県の災害復旧補助金等）
- ④ 日本政策金融公庫や県・市などの公的な各種融資制度の斡旋
- ⑤ 国、県及び市が実施する商工業関係被害状況調査への協力

II 課題

- (1) 香取市の防災計画では、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者一覧に商工会議所の取り組むべき内容が記載されている。その内容は商工業関係被害状況調査及び応急対応の協力、救助用物資や復旧用資材の確保についての協力としている。災害が多発している近年の状況下において被災からの早期の復旧・復興を目指し、経済的被害を最小限にとどめるためには、香取市と当所の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制等の構築等が必要となっている。
- (2) BCP（事業継続計画）を策定している小規模事業者はフランチャイズに加盟しているコンビニ等のごく一部に限られており、小規模事業者のほとんどが策定していない。
- (3) 災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP（事業継続計画）の作成等）を推進するノウハウを持った人員が不足している。

(4) 感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性等について周知する必要がある。

Ⅲ 目標

- 1 発災時における連絡を円滑に行うため、当所と香取市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 2 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また地域内においての感染症発生時には速やかに拡大防止策が行えるよう、当所における体制と関係他団体との連携体制を構築する。
- 3 BCP（事業継続計画）策定率の向上に向けて、地区内小規模事業者に対して災害リスクや感染症リスクの認識と事前対策の必要性を周知する。
- 4 各種研修会へ当所経営指導員を派遣し、各種損害保険やBCP（事業継続計画）作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。
※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

II 事業継続力強化支援事業の内容

1 事前の対策

(1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ① 当所経営指導員等による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ② 市広報や佐原商工会議所だより、当所のホームページ等において、国・県の施策の紹介や各種損害保険の概要、BCP（事業継続計画）を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ③ BCP（事業継続計画）策定の専門家を招へいし、小規模事業者を対象にBCP（事業継続計画）策定個別相談会を開催する。
- ④ 当所経営指導員による巡回指導時に、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の申請等に関する支援を実施する。
- ⑤ 新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ⑥ 新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑦ 事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(2) 佐原商工会議所自身の事業継続計画の作成

令和5年度に事業継続計画を策定済み。

(3) 関係団体等との連携

- ① 損害保険会社等と連携し、小規模事業者を対象に普及啓発セミナーや損害保険見直しのための個別相談会を開催する。
- ② 感染症に関しては、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償等）の紹介等も実施する。
- ③ 金融機関等の関係機関へハザードマップや損害保険への加入に向けた各種ポスターの掲示、パンフレットの設置を依頼する。
- ④ 被災した小規模事業者が低金利融資を受けられるように、金融機関と協力、連携を図る。
- ⑤ 被災した小規模事業者が事業設備等を早期復旧できるように優先的な修繕・修理に向けて建設・設備等の関連団体と連携する。

(4) フォローアップ

- ① 中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画認定企業」に対してその取組み（策定したBCP計画の遂行）を支援する。
- ② BCP（事業継続計画）策定個別相談会に出席した小規模事業者に対して専門家を派遣し、BCP（事業継続計画）策定に向けて具体的に支援する。
- ③ 当所に事業継続力強化支援協議会（構成員：市担当者、当所正副会頭）を必要に応じて設置し、小規模事業者のBCP（事業継続計画）への取組み状況等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

様々な自然災害（マグニチュード7の地震等）が発生したと仮定し、香取市と当所とで連絡ルートの確認等を実施する（訓練は必要に応じて実施する）。

(6) 防災備品の購入

毎年度、当所財源の可能な範囲内で自然災害等に備えて防災備品を購入する。

購入する防災備品一覧（計画期間内に順次購入）

備品名	数量	備品名	数量
非常用バッテリー	1台	非常用トイレ	2基
携帯ラジオ	2台	救急セット	3セット
乾電池	適宜	飲料水 (500mlペットボトル)	50本
携帯電話充電器	5個	ブルーシート	20枚
懐中電灯	3個	トイレットペーパー	50ロール
ランタン	2個	軍手	50組
電気ストーブ	2台	作業用ゴム手袋	50組
カセットコンロ	2台	スコップ	2本
カセットボンベ	10本	ティッシュ	50箱
雨具（カッパ）	20セット	ライター・マッチ	適宜
土嚢袋	50枚	毛布	20枚
非接触型体温計	2個	消毒液	20ℓ
非常用給水バッグ	2個	マスク	300枚

(7) その他

- ① 重要なデータの適切な保管と情報収集・発信手段等を整備する。
- ② 緊急時に必要な資金を確保する（引当金として計上）。

2 発災後の対策

自然災害等による発災時には、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 当所事務局長は、発災後3時間以内に職員緊急連絡網やSNS等により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。
※事務局長が被災した場合は次席の者等が職員緊急連絡網等を指揮する。
- ② 業務従事が可能な当所職員が把握した大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）は香取市と当所で共有する。
- ③ 新型インフルエンザ等の国内感染者が発生した場合、職員の体調を確認するとともに、手洗い、うがい、消毒、マスクの着用等を徹底する。
- ④ 新型インフルエンザ等の感染症が流行し、政府による緊急事態宣言が発出した場合、国縣市等の感染症対策本部が発令する感染症対策を実施する。

(2) 応急対策の方針決定

- ① 当所職員の自然災害等発災時における出勤は次のとおりとする。
 - (ア) 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
 - (イ) 道路の陥没や崖崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず、安全が確認された後に出勤する。
 - (ウ) 家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。
- ② 当所による大まかな被害状況の把握は2日以内に実施し、その状況を香取市と当所で共有する。
(香取市と佐原商工会議所で共有する被害規模等の目安)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
中規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 5%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.5%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	目立った被害の情報がない

※連絡の取れない地域は、大規模な被害が生じている可能性があると考える。

- ③ 香取市と佐原商工会議所は災害時、以下の間隔で被害情報等を共有する。

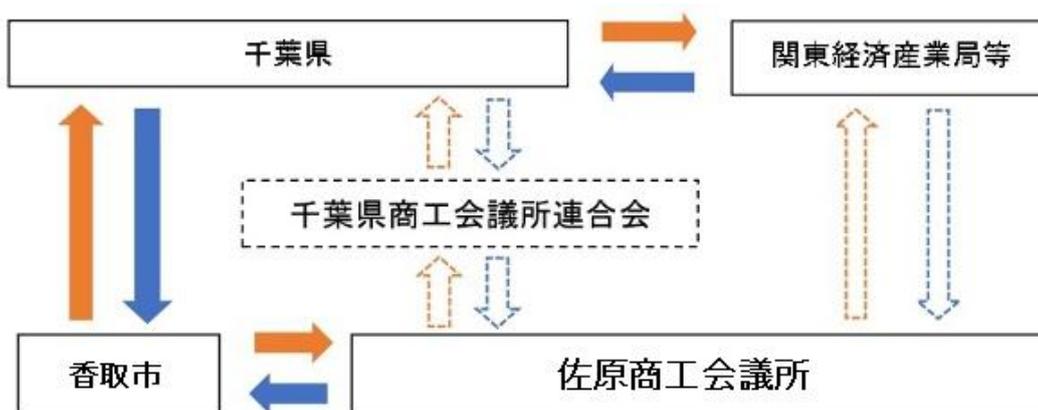
発災後～1週間	1日に2回以上共有する
2週間～3週間	1日に2回共有する
3週間～1ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	2日に1回共有する

※電話・FAX・メール・携帯等による通常の連絡が不通の場合には佐原商工会議所が直接市役所を訪問し、被害情報等を報告する。

- ④ 国、県、市で策定した新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

3 発災時における指示命令系統・連絡体制

- (1) 自然災害等発生時における地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための連絡ルートは次のとおりとする。



- (2) 二次被害を防止するための被災地域での活動は次のとおりとする。

香取市及び当所からの要請等に基づき、当所の役員と職員が二次被害を防止するための諸活動を実施する。

※役員は被災地域以外の者とする。

- (3) 香取市と当所は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等、またその合計）の算定方法について次のとおりとする。

① 確認方法

当所の役員及び職員で構成する「災害復旧支援班」を地区ごとに組織し、被災事業所を実訪してヒアリング調査等を実施する。

構成員／班長：役員1名 班員：役員1名、職員1名

※役員は被災地域以外の者とする。

② 被害額の算定方法

被害額（建物、設備、商品等、またその合計）の算定方法について、当所と香取市であらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。

(4) 香取市と当所が共有した上記の(2)及び(3)の情報は、千葉県の指定する方法にて香取市より県へ報告するとともに、当所より千葉県商工会連合会に報告する。

(5) 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と香取市が共有した情報を県の指定する方法にて当所又は香取市より県へ報告する。

4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

当所による支援は次のとおりとする。

(1) 当所の電源を携帯電話充電のために開放する。

(2) 当所の非常用バッテリー等機材を貸出する。

(3) ブルーシート等を配布する。

(4) 経営や資金繰り等の相談窓口・特別相談窓口の開設について香取市と相談し、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。

(5) 当所は、国から依頼を受けた場合は安全性が確認された場所において、経営や資金繰り等の相談窓口・特別相談窓口を設置する。

(6) 前記3の(3)で収集した被害状況等をもとに、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

(7) 応急時に有効な被災事業者施策(国、県、市の施策)を地区内小規模事業者等へ周知する。

(8) 地区内小規模事業者等向けに被災事業者施策(国、県、市の施策)の説明会及び個別相談会を開催する。

(9) 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5 地区内小規模事業者に対する復興支援

(1) 千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者を支援する。

(2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を千葉県等に相談する。

(3) 被災小規模事業者が補助金や助成金、給付金等を申請する場合の書類作成等を支援する。

(4) 日本政策金融公庫・千葉県制度融資等の融資を斡旋する。

(5) 事業再建計画の策定を支援する。

6 当所における感染症対策

新型インフルエンザ等の感染症対策については次のとおりとする。

(1) 事前の対策

① Web会議や交代勤務(在宅勤務)の導入に向けて必要な機器や通信環境等を確認する。

② 消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。

(注) 前記Ⅱの1の(6)の主な防災備品購入一覧に記載のとおり

(2) 流行時の対策

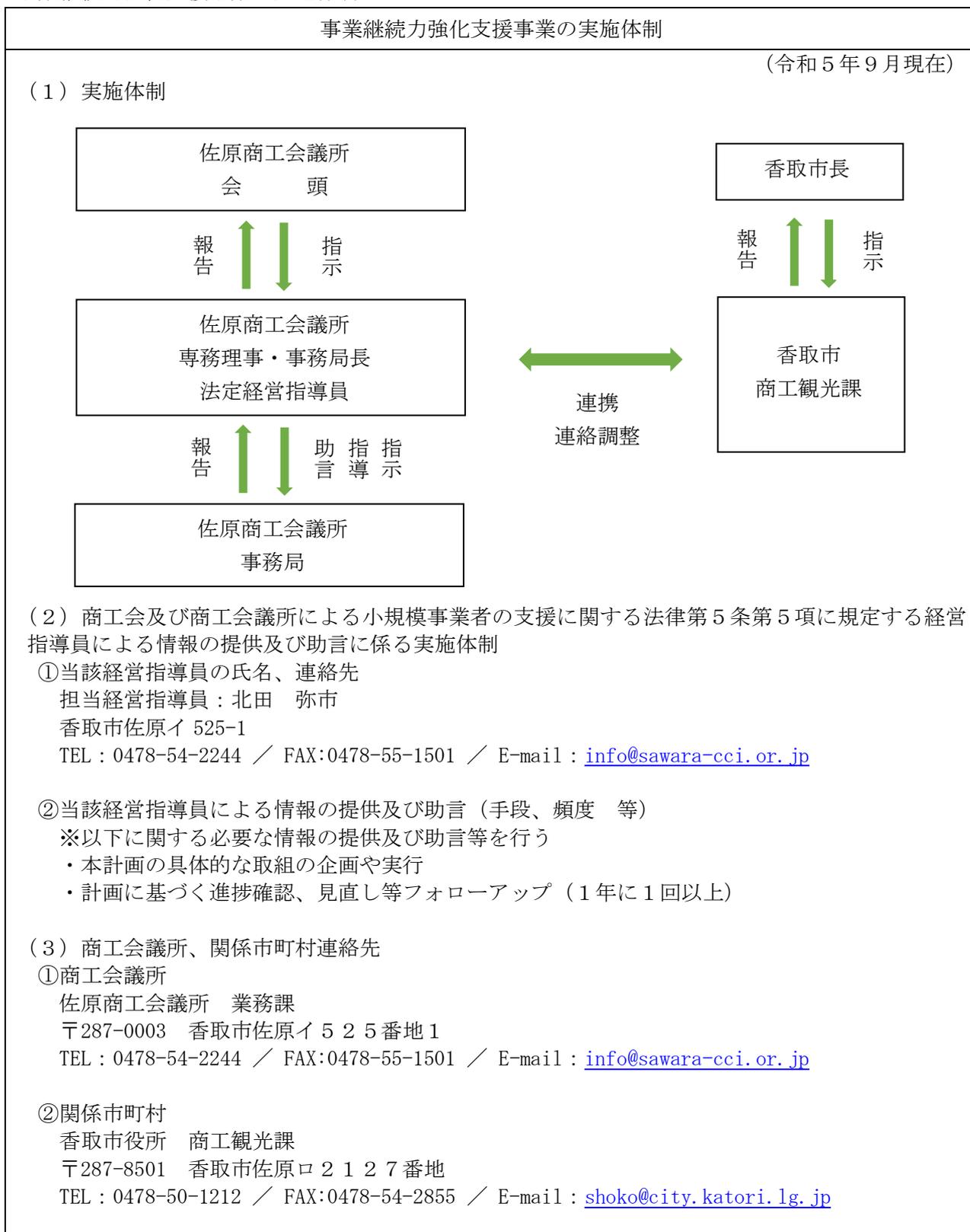
- ① 当所職員をグループごとに編成し、交代勤務（在宅勤務）を導入する。
- ② 通常総会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は書面議決とする。
- ③ 消毒液やマスク等が不足している小規模事業者へこれらを配布する。
- ④ 当所職員のいずれかが感染した場合は県や保健所等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

7 その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに千葉県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	135	190	190	190	190
個別相談会等開催費	55	110	110	110	110
通信費(チラシ等)	30	30	30	30	30
防災、感染症対策備品等購入費	50	50	50	50	50

調達方法

会費収入、事業収入、手数料収入、補助金 等